

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 — 「34条11号区域」と「34条12号区域」

<p>34条11号区域 (4条・5条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途 — (原則)2低専(5条1項) ・ 最低敷地面積 — (原則)300㎡(3条1項)
<p>34条12号区域 (6条)</p>	<p>最低敷地面積 — (原則)300㎡(3条1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市町村の土地利用計画に適合するものとして市町村長の申出により知事が指定した区域内における開発行為(6条1項1号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想に基づいて策定された土地利用計画に即して、建築物の用途を限り指定する区域(特定施設誘導地域) ・ 商業・物流施設、工場等の産業系施設を誘導 ・ 旧基準のうち「幹線道路の沿道等における大規模な流通業務施設」「地域振興のための工場等」については、当該基準に移行 2. 自己居住用建築物を建築する目的で行う開発行為(6条1項2号) <ol style="list-style-type: none"> イ. 線引き前所有地における自己用住宅(6条1項2号イ) <p style="text-align: center;">既存の集落内 かつ 開発行為を行う者又はその親族が線引き前から所有</p> ロ. 調区に長期居住する者の親族のための自己用住宅(6条1項2号ロ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日の20年前から、開発区域が存する市町村又は隣接市町村の調区に親族が居住 ・ 既存の集落内 かつ 開発行為を行う者又はその親族が所有(線引き前から所有の必要なし) ハ. 調区に線引き日前から居住する者の親族のための自己用住宅(6条1項2号ハ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 線引き前から、開発区域が存する市町村又は隣接市町村の調区に親族が居住 ・ 線引き前から、開発行為を行う者又はその親族が所有(既存の集落に存する必要なし) 3. 調区に長期居住する者の自己業務用建築物(6条1項3号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の居住地において20年以上居住している者 ・ 開発行為を行う者が現に居住する土地 又は 当該土地から概ね50m以内に存する土地(既存の集落に存する必要なし) ・ 自己業務用建築物 <ol style="list-style-type: none"> a. 延床面積100㎡以内の工場(作業場の床面積の合計が50㎡以内のものに限る) b. 延床面積100㎡以内の事務所 4. 公共移転(6条1項4号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途は移転に係る建築物と同一(敷地規模についての制限なし) 5. 大学(6条1項5号) 6. 建基法51条但書の許可を受けた建築物又は第1種特定工作物(6条1項6号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 7. 調区に居住する者のための集会所(6条1項7号) 8. 既存の建築物の敷地拡張(6条1項8号) <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己居住又は業務の用に供する建築物 ・ 既存の建築物の敷地を全て含む ・ 用途は既存の建築物と同一(敷地規模についての制限なし)